

神戸市会活性化に向けた改革について（達成状況）

1. 趣旨

神戸市会活性化に向けた改革検討会（平成23年7月～平成24年6月）において、「執行機関に対するチェック機能の強化」「政策立案・提言機能の充実」「市民参加の積極的な促進」「議会及び議員活動の在り方等」の4つの柱で検討を行った。神戸市議会基本条例の施行から1年を経過するのを機に、今後の神戸市会の活性化につなげるためにも、議会改革の達成状況を取りまとめた。

2. 内容

項目	検討会等での結論	達成状況
1. 執行機関に対するチェック機能の強化		
(1) 議決事件の拡大と議会報告の義務付け	<p>① 地方自治法第96条第2項に基づき、議決事件を次のとおり追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本構想の策定、変更又は廃止 ・ 基本計画の策定、変更又は廃止 <p>② 議決事件とはしないが、次の場合は議会への報告を義務付ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施計画を策定、変更又は廃止しようとするとき ・ 各行政分野における基本的な計画（計画期間が10年以上のものに限る。）を策定、変更又は廃止しようとするとき ・ 姉妹都市若しくは友好都市又はこれらに類するものを提携又は解消しようとするとき 	<p>①② 条例化（議会基本条例第8条、第9条第2項）し、平成24年7月1日に施行した。</p> <p>これに基づき、神戸市総合交通計画案の報告を受けた。</p>
(2) 資料要求等への対応の義務付け	<p>議会・議員からの、市の政策・事務に係る監視・調査のための資料要求・説明要求には、誠実な対応を義務付ける。</p>	<p>条例化（議会基本条例第9条第1項）し、平成24年7月1日に施行した。</p>
(3) 2会期制への移行	<p>市会活性化のための通年議会を視野に入れつつ、当面の措置として、2会期制を採用する。</p> <p>具体的には、従来の第1回定例会市会から第2回定例会市会までを「第1回定例会市会」とし、従来の第3回定例会市会から第4回定例会市会までを「第2回定例会市会」とする。</p>	<p>関係例規類を整備し、平成25年第1回定例会市会より実施した。</p> <p>あわせて、効率的な運営を図るため、地方自治法第180条第1項に基づく市長専決処分事項を追加指定した。</p>

	とする。	
(4) 本会議の活性化	<p>① 質疑・質問において、一問一答選択制を導入する。</p> <p>具体的には、初回発言は一括方式により行い、再質疑・再質問以降は一問一答方式を選択できることとする。</p> <p>② 一問一答選択制の導入に伴い、発言回数制限は廃止する。また、対面式発言席として、従来の発言席を一部改修する。</p> <p>③ 議案外質問は廃止し、一般質問（市政一般に対する個人質問）を導入する。</p> <p>具体的には、一般質問に係る各会派持ち時間・人数制限の中で、各議員の質問機会は年1回以内とする。</p> <p>④ 当局による反問権は認めないが、質疑・質問の趣旨を確認するための発言は認める。</p> <p>⑤ 議場内の壁面ディスプレイの1つに発言者の映像（インターネット中継映像）を放映する。</p>	<p>①② 条例化（議会基本条例第14条第1項）し、平成24年7月1日に施行した。発言席を改修し、平成24年第2回定例市会より供用した。</p> <p>③ 関係例規類を整備し、平成25年第1回定例市会より実施した。</p> <p>④ 条例化（議会基本条例第14条第2項）し、平成24年7月1日に施行した。</p> <p>⑤ 平成24年第1回定例市会より実施した。</p>
(5) 委員会活動の活性化	<p>① 委員相互間における討議を通じ、積極的な政策立案・提言等に努める。</p> <p>② 当局から提供される委員会資料は、委員会の1週間前に委員配付するよう要請する。</p> <p>あわせて、請願・陳情についても、それぞれ本会議の1週間前、委員会の1週間前までに提出されたものをその審査対象とする。</p> <p>また、市外居住者から郵送された陳情書は審査しない（要望書として取り扱う）こととする。</p> <p>③ 地方自治法の改正等を踏まえて、出資比率25%以上50%未満の団体につい</p>	<p>① 条例化（議会基本条例第13条第2項）し、平成24年7月1日に施行した。</p> <p>② 平成24年第1回定例市会より実施した。</p> <p>③ 条例化（神戸市長の調査等の対象となる法人の範囲に関</p>

	<p>でも、外郭団体に関する特別委員会の審査対象に加える。</p> <p>④ 請願紹介議員に質疑しようとするときは、委員会の前日までに委員長に申し出る制度を設ける。</p> <p>⑤ 当局による説明補助、及び予算・決算特別委員会分科会における委員の質疑補助としてのプロジェクターの利用を認める。</p>	<p>する条例)を受けて、平成24年度より実施した。</p> <p>④ 関係例規類を整備し、平成24年第1回定例会市会より実施した。</p> <p>⑤ 平成24年第3回定例会市会より試行実施した。</p>
(6) その他	<p>① 特別職人事案件に係る代表者会議での協議は、その場で当局から説明を受けた上で行うこととし、必要に応じて再協議の場を設ける。</p> <p>② 庁内ケーブルテレビの空きチャンネルを利用して、本会議の映像を各議員団室・行政棟に放映する。</p>	①② 平成24年第1回定例会市会より実施した。
2. 政策立案・提言機能の充実		
(1) 政策条例の制定	<p>議会・議員の政策形成・立案能力の向上、市会事務局の政策法務・調査研究機能の充実強化、専門的知見の活用によって、政策条例を積極的に制定していくことを目指す。</p>	<p>平成25年第1回定例会市会で、「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」を制定し、同年4月1日に施行した。</p> <p>市会事務局の法制事務能力向上のため、職員を宿泊型研修に派遣する（平成24年度：3名・計21日）とともに、平成25年4月1日に新たに法制担当係長を配置した。</p> <p>委員会において、学識経験者等を活用できるよう、予算を計上した。</p> <p>従来より発行している「調査トピックス」の内容を充実し、「政策調査レポート」としてリニューアルした。</p>
(2) 政務調査活動の充実	① 政務活動費による海外視察調査を認める。	①② 関係例規類を整備し、平成24年4月1日に施行し

	<p>あわせて、議員の海外派遣制度は廃止する。</p> <p>② 政務調査員の各会派への配置について、所属議員5人ごとに1名配置できるようにする。</p> <p>③ 政務活動費による管外調査について、議員1人でも行えるようにする。</p>	<p>た。</p> <p>③ 関係例規類を整備し、平成24年1月に施行した。</p> <p>④ 法改正に合わせて、政務活動費に関する検討チームを設け、使途の在り方等に関する検討を行い、例規類を整備した。</p>
(3) その他	<p>① 議員の資質向上のため、今後も研修会等を積極的に開催していく。</p> <p>② 市会業務職員の各会派への配置について、所属議員5人以上10人未満で1名、10人以上で2名配置できるようにする。</p>	<p>① (株)日本政策金融公庫神戸支店長や京都造形芸術大学学長らを招聘して、研修会を実施した。</p> <p>② 関係例規類を整備し、平成24年4月1日に施行した。</p>
3. 市民参加の積極的な促進		
(1) インターネット中継の拡大	<p>① 本会議について、一部の録画放映から、全ての生中継・録画放映に拡大する。</p> <p>② 常任・特別委員会について、生中継・録画放映を実施する。</p>	<p>① 関係例規類を整備し、平成24年第2回定例市会より実施した。</p> <p>② 関係例規類を整備し、平成24年第3回定例市会より実施した。</p>
(2) その他	<p>① 議案書・委員会資料をPDFファイルにして、事前に市会ホームページに掲載する。</p> <p>② 議案等に対する各会派の賛否を市会ホームページに掲載する。</p> <p>③ 庁内ケーブルテレビの空きチャンネルを利用して、本会議の映像を1階ロビーの広報テレビに放映する。</p>	<p>①② 平成24年第1回定例市会より実施した。</p> <p>③ 平成24年第1回定例市会より実施した。</p> <p>④ 政務活動費の使途の透明性を確保するため、収支報告書</p>

		及び領収書の写しを閲覧できる制度を新設するとともに、収支報告書及び海外における管外調査報告書を市会ホームページにおいて公開した。 ⑤ 平成 25 年 2 月に、市会事務局フェイスブックを開設した。
4. 議会及び議員活動の在り方等		
(1) 議会基本条例の制定	議会基本条例を制定することとする。	条例を制定し、平成 24 年 7 月 1 日に施行した。
(2) その他	① 議員定数・議員報酬については改めて検討していく。 ② IT化の促進、ICTの利活用について、可能なところから進める。	① ー ② 平成 24 年第 1 回定例会市会より、議案書・委員会資料を PDF ファイルにして、事前に市会ホームページに掲載した。 平成 25 年 2 月に、市会事務局フェイスブックを開設した。